

～鳥取県中部地震からの復興～

生活復興支援 に取り組んでいます

平成28年10月21日午後2時7分頃、鳥取県中部を震源とする地震により、県内中部地域を中心に多くの被害が生じました。

県では、鳥取県中部地震からの復興を推し進めるため、官民が連携した生活復興を支える体制を整え、被災者一人ひとりに寄り添った支援（災害ケースマネジメント）に取り組んでいます。



鳥取県中部を震源とする地震

鳥取県中部を震源とする地震は、中国地方を中心に関東地方から九州地方にかけ広い範囲で日本列島を揺らしました。

地震の概要

発生日時 平成28年10月21日(金) 14時07分
震源 鳥取県中部
(北緯35度22.8分、東経133度51.3分)
マグニチュード 6.6 (暫定値)
震源の深さ 11km (暫定値)

被災の状況

人的被害 重傷者8人、軽傷者17人
住家被害 全壊18棟、半壊312棟、
一部破損15,078棟
公共土木施設被害 127箇所 (道路・河川など)
(平成30年3月20日12時現在)

災害ケースマネジメントとは ～被災者一人ひとりに寄り添った支援～

災害によって被害を受けた被災者一人ひとりに寄り添い、生活全体における状況を把握し、それぞれの課題に応じた情報提供や人的支援など個別の支援を組み合わせて計画を実施する取組です。

この取組は、2005年にハリケーン「カトリーナ」で甚大な被害を受けたアメリカ合衆国で初めて制度化され、被災者支援のために実施されました。

国内では東日本大震災で被災した仙台市が初めて本格的に取り入れました。



鳥取県版災害ケースマネジメント「生活復興支援」の導入



中部1市4町を中心に住家被害は約15,000棟に及び、古い住宅を中心に屋根瓦（特に土葺きの瓦）のズレや落下が多く見られたほか、外壁のひび割れ・落下、塀の倒れ等が多数発生しました。これに対して、被災世帯の住宅再建及び修繕のための支援措置を講じるなど、県や市町村の積極的な支援により、鳥取県中部地震発災から約1年で、ブルーシートが残る住家は概ね5%にまで減少しました。

しかし、発災後1年を経過してもなお、住宅修繕に着手することができない世帯があり、その中には健康面、資金面での問題を抱えていたり、高齢者世帯で修繕に向かう気力を失ったりしている方々などもおられました。

このような世帯へ対応するため、行政や民間団体などで構成する「生活復興支援チーム」を新設し、困り事の解決策を具体的に提案することで被災者の生活復興を後押ししていく鳥取県版災害ケースマネジメント「生活復興支援」に取り組むこととなりました。

また、今度再び大きな災害が発生した際にも同じ考え方で支援に取り組むため、平成30年4月に、この被災者の生活復興支援体制を全国で初めて条例に規定し、恒久制度としました。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（抜粋）

（被災者の生活復興支援体制の構築）

第25条の2 県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。

鳥取県版災害ケースマネジメントの流れ

訪問調査



個別訪問による実態調査を実施

県、市町、震災復興活動支援センター職員が、世帯を個別に訪問し困りごとなどを聞き取り、世帯の状況を把握。

相談例

修繕資金不足、修繕方法が分からない、安価な賃貸住宅を探している。よく眠れない、気分が沈みがち、飲酒、喫煙の量が増えた。等

生活復興プランの検討



実態調査の結果に基づき関係機関が集まり生活復興プランを検討

各世帯の課題を整理。関係機関と情報共有し、必要な支援の検討。各世帯の状況に合わせた生活復興プランを作成。

関係機関

県、市町、震災復興活動支援センター
社会福祉協議会、地域包括支援センター 等

生活復興支援チームの派遣



必要な支援に対して支援チームを派遣

生活復興プランに基づいて個別訪問、専門家の派遣、支援窓口とのマッチング

生活復興支援チーム派遣イメージ

- ✓ 仕事 → 県立ハローワーク等
- ✓ 福祉 → 社協、地域包括支援センター
- ✓ 健康・心のケア → 保健師
- ✓ 建物・土地 → 建築士、宅建協会
- ✓ 生活資金 → ファイナンシャル・プランナー
- ✓ 法律 → 弁護士 等

生活復興支援取組事例

● 家屋が被災の高齢夫婦世帯

近隣住民から相談があり実態調査をした結果、ボランティア団体による屋根修繕を実施。併せて保健師が世帯訪問し、介護予防サービスを受けていただくこととなった。

● 瓦が崩れブルーシートで対応していた高齢世帯

実態調査の結果、世帯には借金があり、世帯主は療養中であることがわかった。民生委員や近隣住民の協力を得てボランティア団体による屋根修繕（瓦落下防止対策、雨漏り対策）を実施。生活面では、過払い金を含む返済状況の確認などをするため弁護士を派遣し支援した。

● 賃借している店舗が被災し、店舗経営に苦慮している世帯

生活資金、不動産、相続等の多岐にわたる課題に対応可能な専門家につなぐためファイナンシャル・プランナーを派遣し、家計の点検・助言を行った。

● 住宅が傾き、業者から住み続けるのは危険だと説明を受けた世帯

震災復興活動支援センター、建築士が住宅の増築された部分毎に住宅の傾きを調査し、危険箇所を修繕することで引き続き安全に居住できることを世帯に説明。その結果、危険箇所のみ解体し、新築することになった。

● 修繕費用の捻出に苦慮されていた世帯

建築士を派遣し、現地確認。サッシを交換するのではなく建具の調整を行う等、再建支援金の範囲内で修繕可能な修繕方法を提案し、その内容で業者が修繕した。

● 借家が被災し、大家から修繕できないと言われた世帯

家賃や周辺環境について、条件のよい引越先が見つからなかったため、ボランティア団体がブルーシートの張替えを行った。

● 屋根瓦がずれ、雨漏りする世帯

業者から「修繕費用が高額となる。」「建て替えを勧める。」などの説明を受けたため、修繕しないままになっていたが、市職員、建築士で修繕方法を検討し、市の補助金を使うことを提案したところ、屋根瓦の修繕を進めることになった。



屋根等修繕のための支援施策

● 鳥取県震災復興活動特別支援事業補助金

鳥取県中部地震により被災した住家等の屋根修繕に係る経費を修繕実施団体へ補助し、住宅修繕を推し進める制度です。

平成29年度からブルーシートの張替え、修繕などをする団体の支援を行っています。

平成31年度には、さらに加速して住宅修繕が進むよう修繕を実施する団体の要件を緩和し、支援を推し進めます。

補助金概要

補助率	10/10
補助上限額	30万円
補助対象経費	修繕に係る原材料費、車賃及び技術協力者への謝金等

活動実績

平成29年度	12棟
平成30年度 (H31年2月末)	19棟

● 鳥取県屋根修繕促進支援事業補助金

生活復興プランを策定した生活保護世帯の住家の屋根等の応急修繕を行うことで、被災者の安定的な生活の場を確保するための制度です。



発災後からの支援策の動き

年度 月日

H28	10月21日	地震発生
	10月24日	●鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会 鳥取県中部地震を鳥取県被災者住宅再建等支援条例に基づく「自然災害」に指定（条例制定後初） 住宅損害割合10%以上の世帯を本制度の支援対象とすることを決定（上限30万円） 損害割合10%未満の世帯に「被災者住宅修繕支援金」で支援することを決定
	10月25日	●10月補正予算（専決処分） 被災者住宅再建等総合支援事業実施 頑張る企業を応援！特別金融支援事業の創設 等
	11月21日	●鳥取県中部地震復興本部立ち上げ
	11月30日	●11月補正予算 鳥取県版経営革新総合支援事業（復旧・復興型）創設 等
	12月9日	●中部地震住宅修繕支援センター開所
	12月13日	●鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会 半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設・購入を支援対象に追加 賃貸住宅所有者を支援対象者に追加
	3月7日	●2月補正予算 住宅修繕促進支援事業（県外職人招致支援）創設 等
H29	4月1日	●中部地震復興本部事務局開局（中部総合事務所内） ●震災復興活動支援センター開所（パープルタウン とっとり県民活動活性化センター内）
	10月19日	●鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会 中部地震に係る支援金の申請期限の延長 中部地震での支援内容を基本とした制度拡充を行う。
	1月18日	●中部地震対策会議 生活復興支援体制の構築を表明
	2月13日	●鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会 中部地震に係る支援金の申請期間の延長
	3月20日	●鳥取県中部地震に係る生活復興支援連絡会を立ち上げ
H30	4月1日	●鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正 生活復興支援体制を明文化
	10月29日	●鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会 被災者住宅再建支援金の申請期間及び完了期間の経過措置の設定
	3月8日	●当初予算 屋根修繕促進支援事業の創設 震災復興活動特別支援事業の拡充

中部地震に係る相談窓口

- 被災建物修繕等総合相談窓口 ・建物修繕に関する相談、各種組合を紹介します。

窓口の場所 鳥取県中部総合事務所 二号館2階 生活環境局 連絡先 0858-23-3234

- 鳥取県中部地震総合支援相談窓口 ・お困りごとの相談、お問い合わせ先が分からない場合はこちらへご連絡ください。

窓口の場所 鳥取県中部総合事務所 本館1階 地域振興局（※個室対応も可能）

連絡先 0858-23-3205

- 震災復興活動支援センター（被災に関する困りごと相談窓口）

- ・住宅修繕の他、生活に関するお困りごとなど個別の相談
- ・復興支援ボランティア、防災に関する地域住民活動などの相談

窓口の場所 倉吉市山根557-1 パープルタウン2階 とっとり県民活動活性化センター内

連絡先 0858-26-2954 相談時間 午前10時～午後6時（平日のみ）